

共同親権運動

8号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2010年6月19日

養育計画調停を立てよう

最近、「養育費も払っていないのに、子どもと会いたいなんて」という古典的な議論が再びなされるようになってきた。最初からこの問いかけには違和感があったのだけれど、考えてみれば、金を払わないなら会わさないというのであれば、世の中の専業主婦は全員子どもと会えないということになってしまう。しかし、離婚後はどちらかがもっぱら子の面倒を見るという先入観があるので、この問いかけが不思議に思われることはない。

曰く「養育費という責任を果たしていないのに、面会という権利を主張するのか？」となる。

結果、会わせてくれないから払わない、払わないから会わせない、ということになるのだけれど、子どもとの面会を利用しての人質取引もその過程で生じる。養育費を払うということは、責任であると同時に子どもの養育に関わる権利であり、共同養育責任の一要素ということが理解されない。家裁の調停も、養育費と面会交流が別々に立てられるようになっていて、面会交流の調停申し立て件数が養育費の申し立て件数よりずっと少ないことをとらえて、子どもに会うということが過大な要求であるかのような印象づけが行われる。間に挟まれる子どもはいい迷惑だろう。

こういった事態に対する処方箋として、家裁は面会交流と養育費の調停を一本化するということを提案してみたい。そもそも面会交流の調停を立ててしまうから「会わせてもらう」ことになる。

調停の申立書には、「家事 審判・調停 申立書 事件名（ ）」と冒頭にあるの。この（ ）の中に、「面会交流」の代わりに「養育計画」と書けばいい。こういった名称の使用によって、そもそも離婚後も共同養育が原則であるなら、会う会わせないを決めるが家裁の役割ではないということがはっきりする。どうやって離婚後も双方の親が子どもの養育に関われるのかという方法を決めるのが家裁の役割ということになる。養育計画調停の一項目として養育費を決めればよい。逆に、取り決めのないままに離婚し、養育費の調停を起こす人にとってみれば、会いにこないままに養育に関わろうとしない親に、子どもに会いにきて、養育時間を分け合い、養育への関与を促すきっかけになる。

最近、兄弟が父母間で別れた事例を見ることがあり、相手方が会いにこないし会わせない場合、相手方にいる子への面会交流を求めるのではなく、手元にいる子に面会交流するように調停を立てるよう助言したことがある。親権者に責任を果たさせるということであれば、たとえ親権がなくなっても子の養育に関わる権利は保持される。それぞれ子どもを見ているからいいのではなく、会わせなかったり会いにこない親は親権者としての適格性を問われることになる。

みんなで「養育計画」調停を立てちゃえ！（宗像）

こんなことやります 子どもに会えない親のための実践講座4「離婚、結婚の女性の気持ち」6月27日、講師・矢野裕子（京都西山短期大学）、植野史（kネット）、日時・6月27日13:30～16:00、場所・kネット事務所、参加費1500円、主催・kネット／討論会「共同養育で家族は超えられるか」、日時・7月11日13:00～16:00、場所・くにたち公民館講座室、資料代・500円、発言・天野誠一郎（国立在住のしょうがいしゃ）、遠藤良子（シングルマザーのサポーター）、味沢道明（日本家族再生センター）、進行・宗像充（kネット）、主催・kネット



kネット

原則交流・共同養育 共同親権運動ネットワーク

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-4 コイトビル3F

電話 03-5909-7753 FAX 03-5909-7763 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京UFJ銀行新宿中央支店（普）3166777 一般社団法人共同親権運動ネットワーク

●主張

これで親子と言えるのか

当事者どうしの中間を選択するだけの面会交流判決

安田 隆夫

私には現在4歳になる一人息子がいるが、妻に子どもを連れ去られて別居がはじまってもう2年が経過しようとしている。この間、私は息子にわずか5回しか会えていない。私の両親や兄弟に至っては孫や甥の声を2年以上聞くことすらできていない。

面会交流の調停は11回におよび、この間に月1回のF P I Cでの面会交流がはじまった。

妻の不貞で別居となって暴力的に連れ去られたのに、わずか月1回数時間、他人の監視下での面会しか認めない、などという言い分は到底受け入れられない」と、私が毎週1回、もしくは隔週での宿泊面会で、という主張を曲げなかったため、調停は不調になり、審判へ移行した。

私が審判にしたこと自体が不服だったらしい妻と妻の弁護士は、だらだらと審判の期日を引き延ばす悪質な嫌がらせを行い、調停が不調になってから、第1回の審判がまともに開かれたのは、なんと半年後だった。

「月に1回の面会しか認めない」

これが現在の家庭裁判所の運用の最大の問題だと思う。私はただこの面会頻度の問題だけで2年も戦っているのである（今後も延々と戦うつもりだ）。もちろん、この月に1回というのはいい方で、人によっては二ヶ月に1回とか、年に3～4回、という審判結果も度々出る。なぜこのようなバラバラの判決になるかといえば、家庭裁判所が、当事者同士の間を取るだけの運用をしているからに他ならない。

現状監護している親が「会わせない」と言い、別居親が「週に1回合わせろ」と言う。

この両者の言い分の間を取って、「月に1回くらいは会わせてもいいでしょう」と裁判所は監護親を説得する。別居親には「月に1回でも会えないよりましでしょう」と言う。

私の担当者となった調停委員は、かなり常識的な話ができるましな2人であったが、「面会交流は月に1回」という落としどころを最初から設定していることは最初から見え見えだった。

調停の終盤には、「審判に移行しても、月に1回以上の判決は出ないと思いますよ」とはっきり

と言われた。「ここらで妥協して調停で話をまとめろ。審判に移行して裁判官の仕事を増やすな」という脅しである。

しかし、私はこのような話には決して屈するつもりはない。たとえ月イチの判決が出ようとも、控訴し、上告し、これが退けられればまた面会交流の審判を求める。場合によっては国が親権の侵害をしている、として（私は離婚していないので親権者である）国賠も起こすつもりもある。何年かかろうが妥協するつもりはないので、もはや「あと数年で決着つけること」ではなく、「延々と継続して行うライフワーク」になると覚悟している。

なぜかといえば、事は単純なのだ。「わずか月に1回数時間面会する」などというのは、「親子関係」とは到底言えない。ただそれだけのことなのである。

月に1回にわずか3時間というのは、他人も同然である。どんな生活をしているのかもわからず、お互いの考え方などわかりようもないし、絆は守れるはずがない。

私だって息子が中学生だ、というのなら毎週とか、隔週での宿泊面会、などとは言わないが、まだわずか4歳、ある意味もともと親との関係が重要なこの時期に、画一的な月1回数時間のみの面会など、認められるはずもない。

親子の関係とは、「数時間一緒に遊ぶ」などということではつくられない。

「自転車が壊れれば一緒に修理をする」

「どろんこになって遊んだ後は一緒にシャベルを掃除する」

「お風呂に入る」

「一緒に買い物をして食事の準備をする」

「一緒に後片付けをする」

こういった「生活」を通して、必要なことを伝え、教え、「数時間の楽しい時間」だけではなく、「苦しいことや嫌なことも一緒に乗り越えていく」時間をともに過ごすことで、大切な「心」を通わせていくのが親子というものであろう。

こういった基本的な親子のあり方を否定し、親子の絆を破壊する単独親権制度と、わずか月1回の面会しか認めない裁判所の運用は、絶対に変えなければならないと毎日考えている。



特集

ビジテーションの現在形

離婚後共同養育の議論の中で、別居親の面会交流が途中で途絶える事例を見ると、法制化を促すのは現実的ではない、という指摘がなされることがある。実際には、裁判所を通して面会交流がなされれば、月に1度や2ヶ月に1度の面会しか認められなかったり、相手が同席していたりする中での面会であったりすることが、会えないよりもましなケースとして扱われる。親はセールスのおじさんじゃないよ。「男はつらいよ」だったりして（女性の別居親でも状況は同じかもっと厳しいが）。

この苦行のような面会交流を長期間にわたって続けることこそが、人並み外れた能力と思うのだけれど、やっていることは、親が子どもに会っているだけだったりする。

面会交流支援に取り組む団体もまだ少なく、情報もない中、ちょっとしたきっかけで関係が絶たれてしまう親子も少なくないだろう。

共同養育はお互いが非関与であったり多少葛藤があっても、第三者の仲介によって可能になる。そのことが知られていないため、離婚した後に共同養育なんてそもそも無理でしょうと、世間も法曹関係者も思っていて、親が子どもに会いに行くという行為が、片や過剰な欲求であるにとらえられている。他方、超えるのが難しいハードルを設定されて途中で途絶えれば、そもそもやる気がなかった証拠とされる。基準がない中で同居親側がとまどうのも理由がないとは言えない。

そんな面会交流の現状と課題を探ります。

「面会交流の現状と課題」

NPOびじっと・離婚と子ども問題支援センターは、別居&離婚時の面接交渉を仲介支援する団体です。現在、スムーズな面接交渉を行えるようにする課題として、別居&離婚の初期に当方のような当事者外の第三者機関が介入する必要性を感じています。

父母の関係性に亀裂を生じさせたままでは、いくら裁判で子どもの健全な福祉のために面接交渉や養育費が決められたとしても、互いに信頼感の失せた当事者たちのみでは、いちいちに不平不満が沸き起こり、条項通りに履行することが困難になりがちです。

そんな不平不満が積み重なった状態になってから、第三者機関に介入を願われても、既に子どもたちは、そんな父母の姿に親に対して信頼感を持ってない、あるいは別居親を受け入れるだけの余裕が失われているケースが目立ちます。

特に10代に入った子どもたちは酷く傷つき疲れて、父母に、もう関わらないで欲しい、ほっといてほしいと望みさえしています。

そのような子どもたちの姿を目にして父母は互いに、子どもがこうなったのは、相手のせいだと責め合って止めません。

第三者機関に面接交渉をスムーズに行えるよう介入を求められても、父母の関係性が最悪な状態では、とても子どもたちの健全な福祉のためのものにならないのが現状です。

面接交渉仲介支援の現場に立つ身として願うことは、離婚の際は、父母の関係性を最低限修復し、親としての責任と義務を認識させるようなシステム構築に他なりません。

(古市理奈・NPOびじっと)

どうするビジテーション

今共同親権あるいはハーグ条約に関する法的見直しの動きがおこり始めています。

離婚件数の増加、国際離婚の増加から、これまでの状況に甘んずる事が許されなくなっています。

本来ならこどもの権利条約を批准した際に国内法を条約に会わせて改正すべきであったにも関わらず、離婚を巡る子どもの権利、それを保障する子どもの意見表明権に関する法的状況はなんら変える事なく、実効性強制力のない調停制度を含む司法判断で対応できると政府は言い逃れに終始しています。これでは、こどもの家族における人権状況は良くなるはずありません。

こうした法的状況があるのも国民の価値観や意識がそれなりのものだからという事もあり、ただ司法や立法府を批判して済む問題でもないかも知れません。

とはいうものの、離婚の増加は望まない親子分離、ひいては安全が保障されない孤立した家族状況が多発し、虐待の増加の一因にもなっている可能性も否定できません。

こうした中で非常に貧弱な法的拘束力しかない親子面会を支援していくには、サポートする側にもそれなりの知識や対人援助スキルも求められます。具体的に言えば法的対立に至った夫婦は大きな傷つきや不信感があり、合理的な判断だけでは対応しきれない心理的困難もあり、その心理的困難に対応できる援助者が必要です。離婚に到る様々なプロセス……暴力や背信行為、依存や貧困などなど。

さらに、子どもの発達状況や保育状況等にも対応できるべく、多様な保育ニーズに応えることのできる保育スタッフも必要かもしれません。

ビジテーションは単に親と子が面会する場所と時間を提供するだけで事足りるものではありません。リスクを含む多様な状況に対応する事が出来るようそれなりのスタッフも求められます。私の施設では、カウンセリング対応も出来るスタッフも保育スキルのあるスタッフも一つのビジテーションに関わり、利用者の不安や不信が広がらないように配慮しています。

面会交流に関する法制化が行われた場合、双方にとって何より子どもにとって安心で安全なビジテーションを支援するプロフェッショナルが早急に求められることになります。サポーター養成も事業として行っています。詳しくは日本家族再生センターまでお問い合わせ下さい。

(味沢道明・日本家族再生センター)

★共同親権運動ネットワークのビジテーション 「共同養育支援センター」

私が離婚したのは13年前。DVに耐えられなくなり子どもと一緒に家を出た。離婚調停の間に子どもの面会交流をしていて帰してくれなくなった。

最終的には精神的にぼろぼろになり離婚裁判をあきらめてしまい、双方弁護士を通して示談書を交わした。内容は月一回の面会、養育費については当分の間問わない、となった。

その後、面会についてどうやって会うのかを弁護士に聞いた。答えは「自分で電話するのよ」だった。怖くてやっとの思いで電話できたのは3ヵ月後だった。「もうあなたとは関係ありません。養育費も払ってないのに会わせるわけにはいきません」何度かけても取り合ってもらえなかった。手紙もプレゼントも受け取り拒否で戻ってきた。なすすべもなくあきらめてしまった。

当事者同士でビジテーションを履行するのは難しい。間に第三者が入って連絡をしてもらえただけでもありがたい。相手に会うのが危険な場合や、顔を合わせると揉めてしまうような時にも、子どもを仲介施設に預けて時間になったら迎えに行くこともできる。でも今はその仲介をしてもらえるところが少ない。それなら自分たちでやってしまおうと考えた。

会えない当事者が直接会いに行くとトラブルになるのを防ぐためにも、仲介援助ができるようにしたい。

できるところから会えない親子が少しでもなくなるようにしたい。

すでに親子交流くにたちでは「ペアレンティング コーディネーター養成講座」という企画で勉強をしていて、早い時期からビジテーションに関心を持っていたが、なかなか実現には至らなかった。けれども、受講者たちはビジテーションも視野にいれて勉強していたので協力者もいる。

ということで、kネットはビジテーション事業を始めることにした。

(植野 史)

ひとり親家庭支援と面会交流

ひとり親家庭支援。

私はこれを仕事としていますが、日々しつくりとこず、納得のいかぬままお上の政策に従っています。

この施策のどれもが、『子どもの健全な成長』を謳っていますが、支援を受ける主体はその子どもを持つ親（大人）なのです。

つまり、子どもと居る親（大人）が幸せだと子どもも幸せという考え方です。

これは、子どもを拉致（連れ去り～引き離し）した親の言葉と通じます。

「一緒に暮らす親がニコニコしているのが子どもにとって一番の幸せ」

これは欺瞞でしょう。

ひとり親家庭となった結果だけを見れば一理ですが、拉致被害者たる子どもの目線から見れば、一理もない。

子どもにとって相応しいのは、「子どもがニコニコしているのが親にとって一番の幸せ」ではないでしょうか？

では、その『子どもがニコニコ』するために必要なのは『一緒に暮らす親のニタニタ』なのでしょうか？

いいえ、それよりも基本的な子どもの欲求は、「両親に愛される」ことではないでしょうか。

そもそも、ひとり親などという子どもは存在しません。父と母が居なければ子どもは生まれないのだから。

まして、離婚で生き別れとなっている親がいる子どもは、決してひとり親などではない。

ひとり親という言葉自体が、子どもを監護する親の目線に立ったもので、まさに、その親を支援するわけだから、なるほど、ひとり親家庭支援とは親の支援となることは納得がいきます。

結局、現在のひとり親家庭支援には、子ども主体の、子ども目線での支援と言う観点が欠けているのです。大人目線での、大人が良いと思った、大人に都合の良い支援なのです。

支援を受ける主体が子どもで、その子どもの最も基本的な欲求に適った支援、「両親に愛される」機会を保障する支援が、ひとり親家庭支援には欠けているのです。

子どもが本来（生得的に）求めるべきものは、民法の規定にある、親子の相互扶助であり、子どもの権利条約に謳われている、両親との交流であり、これら基本的欲求の達成される機会を保障されること。決してお金ではありません。

つまり、子どもには、両親から育まれる機会を設ける支援こそが最も重要なのではないのでしょうか。

実はこれ、「男女共同参画」の中では一生懸命に謳っています。両親によって子どもが愛されることの大切さは常に叫ばれています。

しかし、親が離婚した途端、子どもが両親によって愛されることの大切さは一気に消滅し、子どもがひとりの親だけでも「大きく」なれる支援がなされます。

親が離婚した途端に、子どもが求める基本的欲求は変化するのでしょうか？

はたして、こうして「大きく」なるだけのことを、『子どもの健全な成長』と言うのでしょうか？

ここでも、親が離婚したら、子どもはひとり親で育つものとの社会の偏見が、『子どもの健全な成長』を謳いながらも結果的に阻害している現状を否定できません。

その根底にあるのがやはり、日本固有の単独親権制なのでしょう。

もちろん、単独親権は親が離婚した後の、子どもの基本的欲求の変化を認めるわけではありません。しかしながら、単独親権だからこそ離婚後、子どもはひとり親で育つかのような偏見があり、だからこそ、ひとり親家庭支援の観点がずれていってしまうのではないのでしょうか。

子どもが必要としているのは、決して、ひとり親でも子どもが「大きくなる」ことができる（一方の親が不要となる）支援ではありません。

心身ともに充実した、愛情に満ちた『成長』です。

その機会を保障することに目を向けずに、ひとり親でも「大きくなる」だけの支援、両親に愛される機会を奪われても子どもが「大きくなるだけ」の支援。

これらは、両親が存在している子どもにとっては見直すべきものだと考えます。

そのためにも、ひとり親家庭支援のひとつに、『離婚後の親子の交流支援』は含まれるべきでしょう。親の離婚を経験する子どもたちの増え方を見れば、このことは急務なはずで。

■不自由な面会

面会頻度が圧倒的に不自由、いや理不尽というべきでしょうか。私の場合は年に3回です。年3回の日帰りの面会では日常の話題はおろか子どもの成長を確認したり、落ち着いた会話、次回の現実的な約束などはできません。その場を少しでも楽しく、笑って話せるようにするのが精一杯で、自然な会話になるのはほんの一瞬です。親子で始終手探りのぎこちない会話に胸が痛みます。子どもも、日常的にコミュニケーションがあれば、一言二言で通じる内容でも、1から説明しないとイケない事になると、とたんに口数が減ります。

面会時間は8時間です。もっと短いケースの方もいらっしゃいますが、8時間でも十分とはいえません。送迎の移動時間を考えるとテーマパークも祖父母の家も小旅行も時間的な制約で無理です。祖父母の家を訪れるなどは絶望的です。送迎時間が少しでも遅ければそれがさらなる面会制限の理由にされるでしょう。その圧迫たるや尋常ではありません。緊張を抱えながら、常に時計を気にしています。電車が遅れるだけで表情がこわばり、子どもとの会話が減ります。せっかく楽しい時間を持てても、時間になるとあきらめや失望にも近い気持ちになってしまいます。食事もままなりません。一緒に風呂に入るなどさらに遠い話です。

不自由なのは面会だけではありません。面会の日程調整や、子どものリクエストを聞くことすら簡単ではありません。

電話をかける日時を相手の主導で決定し、指定された数分間で済まなければならない状態では、子どもも私も面会を楽しみにできる会話などできません。緊張の中あわただしく会話をし、結局は十分な子どもの希望を聞けないのです。

会うたびに「引き離しの再現」があり、その回数だけ親子で悲しみ、傷つきます。子どもは安心して気持ちの距離感を縮めることができません。思慕が深まるほど、別れや会えない時間が辛いからです。それを「子の福祉」といい、「安定した生活」とする現在の家裁の判断や無理解な風潮を変えていかなければならないと思います。(望月 蓮)

■面会交流の実情

別居親になって約10ヶ月が経過した。当時4歳（現在5歳）の息子の親権は当方が持つ事、毎週末、子供が当方の家に泊まりに来るとの取決めをした上での離婚。当初は、約束通り、毎週末を子供と過ごし、連休は連泊もしていた。数ヶ月が経ち、連休の連泊は止めにしたいとの申し出が元妻からあった。子供と遊ぶ時間が全くなるとの事で了解をした。そして離婚から半年ほど経過後、元妻から週末子供と過ごす時間が欲しいとの申し出あり。毎週末、当方の家に子供を連れて行かれるので、子供との関わりが平日の世話だけになっている。一緒に生活をしているのが意味がないと。離婚時の約束であり、連休の連泊に対してこちらは譲歩したのだから毎週末は譲れないと反発はした。しかし、逆の立場になれば同じ事を感じるだろうとの思いから、月一度は迎えに行かない週をつくる事で合意。

そのルール決めから数ヶ月が経過しているが、落ち着かない。子供を迎えに行く前日の金曜日の夜は、会社の行事も断り、翌日の子供との食事の買出しをして帰宅する。帰宅後は、家の掃除をする。疲れていても翌日子供に会える事を思うと楽しい。月一度の会えない週末を迎える数日は、気持ちが沈む。会えない週が月一度だけであるのが、より一層寂しさを募らせる。当方での外泊時の生活が平日と同様に出来なかった事があると、元妻から酷く責められる。週末に当方の家に外泊に来る事は生活の延長なので、ちゃんと面倒をみれないのであれば外泊はさせないと。まだ、幼い子供なので、当方での外泊に限らず、平日の生活習慣が完全に同じく出来ない日もあるだろうが。当方に会わせたくないとの本音からの嫌がらせなのか。ただ、生活の延長であると云われれば、共同監護である事を認めているのだと良い方に解釈し詫げるに限る。しかし、ストレスを感じる。

月に1度以外の週末に面会出来ているので恵まれているとは思う。しかし、更に面会頻度を減らす様な申し出をしてくるのではないか。今のままの親子関係が継続出来るのか。不安で落ち着かない日々を過ごしている。

親権を持ち、頻繁に面会交流が出来ていても、同居親、別居親が法的に平等にならない限り、この不安は解消できないであろう。(いき P a P a)

親権問題レポート作成委員会『共同親権・共同養育への提言』発表

共同親権運動ネットワークの協力で、昨年からの親権問題レポート作成委員会が立法化と共同養育の普及に向けた提言集の作成に取り組んできました。提言は『共同親権・共同養育への提言』として78ページの冊子にまとめ、その公表にあたり6月17日に記者会見を行いました。下記は、記者会見に当たった共同親権運動ネットワークの声明です。

提言集は会員や議員などにお配りするほか、頒布価格500円（＋郵送料100円）で販売しています。追加でのご注文の方は、同封の払込用紙をご利用ください。また次ページは、日本弁護士連合会開催のシンポジウム「離婚後の子どもの幸せのために～面会交流、養育費を中心として～」での発言に対し、共同親権運動ネットワークから送った質問状です。この質問状に対し、日弁連からは「ご指摘の個々のパネリストの発言については、当連合会としては言及いたしかねます」との答えがありました。質問状の内容については、パネリストではなく、日弁連からの基調報告の発言内容も含まれていたため、回答はかならずしも正確ではありませんが、「今後の参考とさせていただく」ようですので、こちらからも参考意見を出し続けていきたいと思っています。世論の注目とともに議論も内容へと踏み込んできました。

『共同親権・共同養育への提言』にあたって

「生き別れよりも共同養育を」

2010年6月17日

共同親権運動ネットワーク

私たちは主に離婚を契機に子どもに会えなくなった親のグループです。

離婚を契機に子どもに会えなくなった親たちの実態と現状の改善を訴えてきました。この間、離婚を経験した子どもたちや暴力や虐待の被害にあった方々、同居親の声を聞くに及び、問題の深刻さや大きさを改めて認識しています。

特にDVや虐待の場合における共同親権・共同養育に向けた立法化への懸念に関しては、私たちは立法や刑罰の適用による犯罪化という対処、引き離しという介入の手段は前提の上で考えてきましたが、私たちの間にもこれらの問題への理解が深まっていなかったことが運動への偏見を増していた部分もあると思います。提言集ではこういった事例における現在の問題点について若干検討しました。内容に関しても批判を受ける部分があるのはもちろんですが、これらの施策に関しては、暴力の防止という観点から別個に論じられるべきと私たちは考えます。

親権の問題については、2人で子どもをなしたのだから2人で子どもの養育をすべきという共同養育義務は、離別の場合あまりにも問われることがありませんでした。養育放棄、あるいは「親らしいことがしてやれない」、あるいはできない状態の双方について改善を促すために、現状その障害となっている単独親権制度は共同親権に原則的に変えるべきであり、「共同養育のための共同親権」が私たちの基本的な考え方です。養育責任を問うという観点から、DVや虐待の問題も位置づけられなおす必要があります。子どもに親を捨てさせる発言を強いることもある現状を見るに及び、子どもの権利もその中で再検討されるべきです。暴力に対する警察や司法の関与とともに、暴力の有無にかかわらず第三者の関与や調整は広く検討されるべきです。立法化が家庭内暴力の防止と矛盾しないよう慎重な検討は必要ですが、そのことで他の問題の解決を遅らせるべきではありません。また養育費という責任と面会交流という権利という問題の立て方ではなく、養育費もまた共同養育の権利と責任の一要素であるという位置づけが必要です。親権が一方的に剥奪されて子どもとの交流が絶たれ、親の権利の固有性が離婚時においては問題とされない現状は、あまりにも疑問視されていません。それが、連れ去りや面会拒否を助長しているため、その当事者として、現状できる改善策を提案しましたが、最終的には社会認識の転換が法改正という結果をもたらすと私たちは考えています。養育費の不払いもその中で位置づけられなおすべきです。

特に離婚をめぐる子の奪い合い紛争に関しては、引き離しそのものが何ら問題とされず、むしろそれを裁判所や弁護士が促すことに私たちは強い懸念を抱きます。親の権利という観点からは、会う会わせないではなくいかに離婚後の養育の方法を斡旋するかというのが家裁の役割となるはずです。法曹関係者の意識の変化と、特に家裁改革は法改正以前になされるべきです。

単独親権制度の発想にのっとった、男対女、同居親対別居親、勝ち負けの問題だけに議論を特化すべきではありません。

「生き別れよりも共同養育を」実現するために、今後の議論の深まりと広まりを期待します。

質問状

日本弁護士連合会 会長 宇都宮健児 様

2010年5月26日
共同親権運動ネットワーク

私たちは子どもと離れて暮らす親たちのネットワークです。主に離婚後に自分の子どもに会いたいのに会えない親とその支援者を中心に構成されています。

去る5月15日に行われた日弁連主催のシンポジウム「離婚後の子どもの幸せのために～面会交流、養育費を中心として～」に会のメンバーが参加し、その後、このシンポジウムに対する会員からの疑問を多く受け付け、そのいくつかを質問状という形で提出いたします。

主催者の冒頭発言や集会資料にもある通り、面会交流や養育費の確保の支援制度・充実が「現在の親権制度の中でも面会交流の実現や養育費の確保のためにも十分役立つはずである」というのが日弁連の主張です。

私たちは親権がないことや別居親であることによって、子どもの養育への関与が否定される単独親権制度に代表される法の不備を指摘してきました。面会拒否や養育費の不払い、養育放棄などは共同養育義務の不履行であり、問題のある現行制度などむしろ存続させることこそが問題と考えています。また、社会的な男女共同参画の広まりが共同親権の前提という日弁連の主張と違い、共同養育の制度的な保障が、男女共同参画を促す結果にもなると考え、共同親権の法制化を求めています。もとより、離婚後の子どもの養育問題に対する貴会の姿勢は内部の問題でしょう。しかし、弁護士法で定められた公益を担う団体にもかかわらず、シンポ中には、親子引き離しの被害にあっている立場として、聞くに堪えない発言が目立ちました。以下指摘しつつ、質問いたします。

1. シンポの基調報告では、発言者が「面会に消極的である理由のひとつに、“単なるいやがらせ”というものもあるにはあるが、これもそうなる理由があるんですよね」というものがあり、集会資料でもその7の「面会交流―紛争の現状」の欄で、「監護親が面会交流に消極的な理由」として、「⑧腹いせ、嫌がらせ―但しその原因を探る必要あり」とあります。もちろん、原因はあるでしょうが、このような発言は、日弁連が、面会拒否の理由として「腹いせ、嫌がらせ」を肯定していると解釈してよろしいでしょうか。

2. パネルディスカッションでは、パネリストから、「虐待している親やDV親はとて子どもに会いたがる」、「引き離された親の心情としては、欲求充足のための子どもとの面会ではないかと『思える』」、「よりを戻すために子どもに会いたがっていると『思う』」などの虐待やDVの被害者支援の立場の方からの発言が続きました。

私たちはこういったケースがあることは否定しませんが、別居親の側を推測のみで語る専門家によるシンポは、要するに子どもに会いたい親とは、DV加害者や虐待親で、子どもと会うという欲求は過剰な欲求であり、離婚後に相手に未練が残るのはとんでもないというレッテル貼りを意図していると解釈されます。日弁連の意図はそういうことでしょうか。

3. また、監護親である母親の安定と子どもの福祉を同一視するだけのこういった主張は、私たちの会にもいる、子どもと離れて暮らす母親への目線もいっそう厳しくすることになると考えますが、この点について日弁連はどう考えますか。

4. 主催者側の発言には、「結婚生活中の子育てへの協力があって、離婚後も協力ができる」、「本当に対等な関係なら、離婚もしない」などの発言が目立ちました。このような主張は因果関係もあいまいです。またそれを理由に、離婚後の子どもへの関与を制約するなら、そもそも子どもの養育は離婚時の問題ではなかったこととなります。この点について日弁連はどう考えますか。

5. 私たちは、離婚時の親どうしの葛藤が高くて、ルールに基づいた取り決めと、お互いの子育てに干渉しない平行養育によって、葛藤のある親どうしの共同養育も可能だと考えます。

3のような発言は、離婚したのは本人たちの問題であり、離婚後協力できないのは、当事者が悪いからだと言っているのと同じですが、日弁連の意図はそういうことでしょうか。

6. シンポ全体を通じて、面会交流の問題点ばかりが取り上げられ、一方で、養育費の徴収に対して海外での罰則が詳細に紹介されました。提言項目には面会交流支援も入っているにもかかわらず、海外では面会拒否に対しての罰則があることについての紹介もありません。主催者である日弁連の全体を通じた意図としては、面会はできなくてもしょうがないが、養育費をどうやって徴収するかが重要だと言っていると解釈してもよろしいでしょうか。

7. 法の不備を前提として子どもとの面会を取引材料にして離婚を迫ったり、養育費の増額を迫ったり、慰謝料を請求したりする人質取引がなされているという相談を、別居親団体として頻繁に受け付けます。現行制度を知悉した上で、そのような人質取引のアドバイスをするのは弁護士であり、暴力がなくても、弁護士がついたとたん子どもとの面会ができなくなり絶望する別居親はたくさんいます。この点については、過去の別居親団体が、日弁連や各弁護士会に要望もしています。このような点を棚上げしたまま支援制度だけ整えても、弁護士たちの非行のアリバイづくりに利用されかねません（もちろん、弁護士たちは、このような人質取引は当事者の要望に応えただけだと説明もします）。

そもそも日弁連は、別居親の養育への関与に関する、法的な保障など与える必要はないと考えているのでしょうか。また、弁護士が親による子の連れ去りや人質取引を容認したり、教唆することについて、今後どう取り組むのでしょうか。あるいは取り組むつもりはないのでしょうか。

以上の質問に対する答えは6月9日までに上記住所まで書面にてお願いいたします。

女だらけの世界にどっぷり浸かってた頃、フェミニズム周辺にたむろする男たちとのつながりも出来てきました。そんな男たちの語りは「フェミニズムでは男の問題は解決しないし、男はフェミニスト※にはなれないよね」という結論に至ります。そこで立ち上げたのが男たちの語りの場です。今から20年前の話。女たちがさらに昔から続けていたCR※のまねごとをしつつ、男たちがどうして生きづらいのか、どうして暴力的なのか、どうして仕事しなくちゃならないのか、などなど、男（自分）をめぐる様々な事柄について語り合いました。

今はすっかりエラくなった伊藤公雄はその場でメッサーシュミットの研究を紹介し、男は優越性、所有性、にとられる価値観を内面化しているとの言説を私に教えてくれました。頭が悪く何をやってもうまく行かなくて心いっぱいコンプレックスを抱えていた私にはよく分かる話しでした。アホでも貧乏でも私が女だったらにこっと笑ってうっふんと言えれば世間は非難しないで私をそれなりに受け入れたであろうけれど、男であるが故に、常にB級の存在との視線を感じないではいられませんでした。それは、男というジェンダーの病であって、私個人の問題ではないということ。個人的な事は政治的な事というフェミニズムのキーワードは男にも言える事だったのです。

勇気百倍の私は男たちとの語り合いの中から仲間たちと男性運動を展開し、男のためのコミュニケーション教室とか男のための電話相談とか、男のための料理教室とか、男をサポートするシステムを次々と立ち上げていきました。今から15年ほどの昔の事です。私たちはメッセージを流しそれに呼応する全国の男たちが次々とメンズリブ〇〇と名乗りを上げていきました。ああ、あの頃が男性運動のほんのちっぽけな黄金時代でした。私たちの運動は行政やフェミニストにも注目され、それなりに社会的評価も受けるようになりました。が、この辺りから急速に男性運動が衰退していくようになるのです。

フェミニストや行政、学識者に評価されると、講演や研究、講座企画などの依頼が入りだします。私も積極的におしゃべりに出かけるようになります。私は様々な困難を抱える男の一人の当事者として。けれど、それはフェミニストや有識者の作り上げる権力構造を否定する事になります。そして私以外の男たちは、当事者としてではなく、専門家として学者としてフェミニストや行政の喜ぶ語りをするようになります。



奪われた時間の空白

カタラン菊之進



ふと、このコーナーのタイトル「親子のかたち」っていったい何だろうなあ……と思い巡らせてみました。

戦争で子どもを失った親が、子どもが死んでからも生涯愛し続ける姿。交通被害により、意思の疎通ができなくなってしまった子どもを懸命に介護する親の姿。ケンカして飛び出して行ったきり、音信不通で所在さえわからなくなった子どもに「どうか無事生きて帰ってくださいように……と祈る親の姿。

さまざまな親の姿（子の姿）のその底に、それぞれの「親子のかたち」があるのかもしれませんが。しかしそれは、ひと言で「親子のかたち」と言うてしまうには理不尽な人生の現実かもしれません。

ぼくにとっての親子のかたちは、“学校帰りの親子”でした。離婚後、元ツレアイから子どもとひきはなされたぼくは、裁判をすることは選択せず、直接子どもに会いに行くことを最優先にしていきました。学校の帰り道や土日の部活動の練習風景やら、声をかけるタイミングがあれば、「元気にしているの？学校はどう？」といった会話をしてきました。ほんの数分の時間でしたがぼくにとっては、生きている存在価値と同等かそれ以上の大切な時間でした。

しかし、子どもとひきはなされたぼくにとって、子どもに会いに行くというのはとてもつらいことでした。子どもは同居の母親から、「お父ちゃんは、あなたを棄てたんだよ」と言われ続けて生きているわけですから。母親にみつかれば子どもが問い詰められることを思うと、誕生日プレゼントも直接わたせません。学校帰り、ぼくの姿をみつけると、身をよじるようにして避けようとする子どもを目の当たりにするのはとてもつらいことです。月日を重ねるにつれて、元ツレアイのぼくに対する怒りや憎しみが、子どもに伝染していくのが、手にとるようにわかるのです。それでも子どもの顔を見て、「ああ、今日も生きてくれたんだね。また会いたいよ」という思いの方がカミソリで切りつけられるような心の痛みよりも勝っていて、会いにいったのです。

子どもが14歳の頃に、「もう来ないで」とハッキリ言われ、会いに行くのをやめたのですが、ぼくにとっては学校帰りにほんの数分会うことが、「親子のかたち」だったのでした。会ってはつらい思いをし、自宅に帰って泣き、会いたいから泣いてはまた明日、心をふりしぼって会いに行く。それが、ぼくの子どもの生活だったような気がします。

確かに、子どもといっしょに暮らせない、会えないという現実には、自分が望んだものでは決してありませんでした。けれども、その一方で、子どもといっしょに暮らせない、会えない、けれども愛して愛して、天にも届くほどの祈りでもって、子どもを愛する親の姿……。それもまたひとつの「親子のかたち」だと思うのです。

ひきはなされて20年がたち、子どもが成人し、連絡をとったり会えるようになったのが4年前。それ以来、折に触れて会ったりしていますが、時間の空白は埋めようがありません。「あの人と会っても、何も話すことがない……」。子どもは母親にそう言うといいます。

奪われてしまった子どもとともに暮らす時間を、嘆き続けることもぼくにはできますが、しかし今のぼくには、いっしょに暮らせなかった時間は、すでに人生の一部になっています。ならばその体験から、多くを学ぶことのほうがかけがえのない人生をより豊かに生きていけるような気がします。どんなに過去を嘆こうとも、奪われた時間の空白を取り戻そうと努力しても、それは土台、無理なことなのです。

子どもとひきはなされた体験は、幸いなことにぼくに他の多くの“当事者”の存在を気づかせてくれました。先住民の子どもたちは、和人や白人の同化政策の下、侵略者の言語、文化を“教育”するために幼い頃から親とひきはなされてきた歴史を持ちます。障害を持つ子どもたちもまた、医療という優性思想の下、現代でも親とひきはなされ、隔離収容施設に入れています。（物質的に）貧しい国々では、貧困により、子どもを育てられず養子縁組に出したり、子どもの人身売買をせざるをえない親がいます。

離婚により、子どもとひきさかれた人々はもちろんのこと、世界中のそういった人々の存在に気づき、自分と同じような苦しみ、悲しみを背負って生きている人々の存在そのものが、今のぼくの生きる希望となっているのです。

「お父さん」 と呼ばれた日

平成二二年五月二日、長女に初めて「お父さん」と呼ばれた。

別居当時、長男は三才だったので「お父さん」と呼んでくれていたのですが、長女は一才。言葉がまだ話せない頃の別居でした。月一回の面会交流で、長女と話が出来るようになって、今まで一度も「お父さん」と呼ばれることは無かった。

長女は、私のことを父親であると認識していないのだからかと不安に思っていました。突然でした。「お父さん、こっち来て」と長女が私の事を呼ぶのです。私は、嬉しくて涙が出そうになりました。その後も「お父さん、一緒に滑り台滑ろう」、「お父さんと一緒に乗る」など、何度も「お父さん」と呼んでくれました。別居から一年八ヶ月、長女が二才八ヶ月の出来事でした。それ以降の面会交流でも長女は私の事を「お父さん」と呼んでいます。

月一回、三時間の父と子のふれあい。たったそれだけの時間でも子供は自分の親であると認識し、親の愛情を求める。面会時間をもっと長く、もっと頻繁に会えていれば、長女はもっと早くに「お父さん」と呼ぶことが出来たと思います。月一回の面会交流で、辛く寂しい状況でも、この子達の父親であることの喜びを実感した日でした。

(前谷智雄)

引き離しから学ぶこと kネットの皆さんに感謝を込めて

大学の恩師の言葉「何を学ぶかではなく、学ぶ方法を学んで欲しい。」

私は協議離婚し、元夫に子どもを託した。面会の約束を信じて。しかし、約束は半年で破られた。今年に入り、息子への虐待が疑われる出来事があった。が、命に危険はないと判断され、親権のない親である私は何もできなかった。

「何で？ どうして？」一年前より当事者団体に入し、運動に参加してきた。が、参加するだけで、私は何も学んではいなかった。子どもとはとりあえず会えている。調停も虐待もPASも対岸の火事だった。

「学ぼう」そう思った。子どものために。自分のために。「虐待」「子どもの権利条約」「親権」「面会交流」「DV」「調停・裁判」知っていただけの言葉が、急に息づき、私の中に入ってくる。

私は二度学ぶチャンス逃した。もし、きちんとした知識を身につけていれば、息子は背に痣を負うことはなかっただろう。

下手な知識は調停や裁判で不利になる。本当にそうだろうか？ 知っている知識を全てひけらかせというのではない。自分の中の沢山の引き出しから、場面に応じて学んだことを取り出す。その選択も使い方も自分次第。

学んでほしい。誰かに聞くのもいい。でも、自分で判断して欲しい。私が離婚で得たものは「学んだことを自分の糧・武器にすること」だ。女に知識はいらぬ。論理くさいと可愛くない。無知な弱々しい被害者の方が受けがいい。そう言われた時は演じて下さい。知識と意思を心に秘めて。

(財部雅子・親子ネット関西)

市長がやること？現場から考えること 共同子育ては誰が支援する？

離婚後の面会や共同子育てについて、現実には親子が住む自治体でも何かできることがあるだろうと、宗像さんに連れられて、市役所（子ども家庭支援センター）と話し合いの場を持った。

返ってきた回答は、「子ども家庭センターなどを面会に使いたければどうぞ」「相談にあれば対応する」「こまではない。」「だけど面会に使えることは広報しないし、相談を促すこともしない」という、要は「勝手にすれば。邪魔もしないけど支援もしないよ」という姿勢がありありで、さすがにキレそうになった。

どこの自治体でも子育て・子育ての支援は今や当たり前、その支援対象は離婚後も含む全ての親子である。様々な課題を抱える当事者と接する現場からこそ、具体的な検討ができると思っていたのだが、甘かった。最後には「市長が政治的に判断することです」と逃げられてしまった。市長に掛け合って指示を出させることはできるかもしれないが、小さなことまで上からの指示待ちでしか動こうとしないなら、まずはその体質を変えなきゃ、いつまで経っても何もしようしないだろう。仮に国会や政府が動いて面会交流の公的支援が決まったとしても、実際に支援に携わるのは、現場を抱える自治体だ。まずは、現場が責任逃れとたらい回しに終止しようが、しつこく具体的に役所に働きかけを続けよう。

(重松朋宏・国立市議／みどりの未来)

互版

□これまで

七・二〇岐阜家裁申し入れ
七・二二kネット会議
七・二四共同養育の日「共同養育で私たちが実現したいもの」
八・一四女のグループワーク／男のグループワーク
八・二四kネット会議
八・二八千葉印西市講座「面会交流と共同親権の傾向と対策」
九・四 kネット拡大会議、座談会
九・七 最高裁判所前アピール、要請
九・一〇国会ロビー

□これから

★子どもに会えない親のための実践講座

4「離婚、結婚の女性の気持ち」(終了後意見交換)

日時・六月二七日一三三〇～一六〇〇、講師・矢野裕子、植野史、場所・kネット事務所、参加費・一五〇〇円、事前に申し込みください、当日参加もできます

★kネット相談日

日時・六月二四日、七月八日、二二日一八〇〇～二二場所・kネット事務所、料金二〇〇〇円(一時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算)

★kネット茶話会

日時・六月二六日(予定通り実施します)一三三〇～一六〇〇、場所・kネット事務所、参加費・五〇〇円、その後の交流会は一五〇〇円、当日直接お越しください。

★討論会「共同養育は家族を超えられるか」

日時・七月一日一三〇〇～一六〇〇、場所・にたち公民館講座室、資料代・五〇〇円、

発言・天野誠一郎(くにたち在住のしょうがいしゃ)、遠藤良子(シングルマザーのサポーター)、味沢道明(日本家族再生センター)、進行・宗像充、主催・kネット

★kネット拡大事務局会、会報印刷

日時・七月一七日一三〇〇～、場所・国立スペースF、協力いただいた方を募集しています

★親子の日の前に考えること「共同養育で私たちが実現したいもの」

日時・七月二五日、場所・早稲田大学早稲田キャンパス七号館二〇四教室、講師・後藤富士子「家裁はどうなる、家裁をどうするー単独親権と共同親権」、座談会・「できる!共同養育」、発言・よしだよしこ(親に会えなかったシングルマザー)、野口久美(別れた親に自由に会えた子ども)、溝田幸(離婚後も共同養育した親)、司会・植野史(kネット)

★『離婚』前を向いて歩き続けるために

日時・八月二二日一四〇〇

、場所・半田市市民交流センター(クラシティブ半田)3階、講師・小田切紀子(東京国際大学人間社会学部教授)、参加費・一五〇〇円、主催・ファーズ中部／親子のふれあいと絆を大切にすると、メール・freetalksession_chubu10@mail.goo.ne.jp、ファックス・〇五六九・五八・〇四四九【編集後記】半年間、だらだらとやっていた提言集をやつと刊行することができた。その間に、いろんな考え方や発想をするようになって、それらを全部盛り込めたわけではないのだけれど、別居親の現状を現時点で一番よく伝える刊行物になっていることはたしかだろう。

最近、テレビもこの問題を扱いはじめたけれど、意図的な議論のレベルが面会交流で、共同養育を打ち出して論陣を張っているのは、ぼくらのほかにあまりない。

「生き別れより共同養育を」日本に広げていこう。

(宗像)

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。

立法府への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。

いっしょに活動してくれる仲間、賛同者を募っています。年会費・二〇〇〇円、また、活動には経費がかかります。みなさまからのご寄付をお願いします。会費・ご寄付はメンバーに手渡し、以下にお振込みください。

■郵便振替 〇〇13015472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普)31667771一般社団法人共同親権運動ネットワーク